

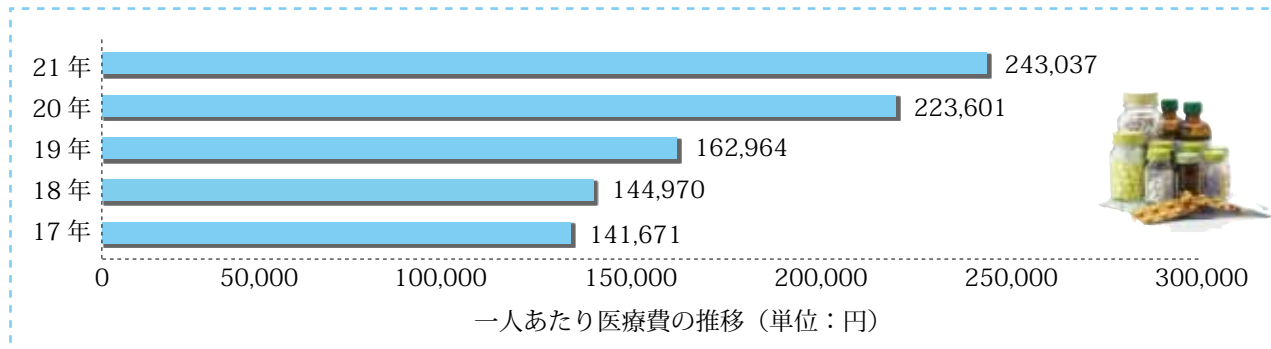
国民健康保険税の税率を改正します

～ 国保の安定運営のためにご協力をお願いします ～

国保制度は加入者の皆さんが支払う一部負担金と国保が支払う医療費で成り立っています。

国保が支払う医療費は、国や県などから補助されるお金と皆さんが納める国保税が財源になっています。

医療費	本人支払い	国保が支払う医療費			
	10～30%	70～90%			
	国保の財源	21年度	国保税 20.4%	国・県・支払基金からの補助金 (国庫・県支出金等) 64.3%	その他 (繰入金・繰越金等) 15.3%
		22年度 (見込み)	国保税 20.7%	国・県・支払基金からの補助金 (国庫・県支出金等) 64.5%	その他(繰入金・繰越金) 10.7%
				基金 4.1%	



国保はいま、厳しい財政状況にあります

上のグラフが示すとおり、国保の医療費は上がり続けています。国保の医療費が上がると、国保税の割合も上がりますが、これまで基金や繰越金を活用し、税金の負担を抑えながら安定運営に努めてきました。

平成22年度の予算も1億円の基金を取り崩して編成し、基金は残り872万円となって底をついています。

今年度も医療費の増加に加え、景気の低迷による税収の減少が見込まれ、歳出に見合う歳入が得られない状況になったため、財政安定のためにやむを得ず税率の改正をすることになりました。

なお、今回の税率改正にあたって、広報4月1日号でお知らせした国保調整交付金の返還にかかる加算金の752万円は、年度内に国保会計に補てんし、税率に跳ね返らないように算定しています。

平成22年度国保税率の改正内容

※平成22年度の納税通知書は、7月中旬に発送します。

区分	改正前	改正後	増減	
医療費分	所得割率	6.1%	6.7%	0.6%
	資産割率	25.0%	25.0%	—
	均等割額	21,000円	25,200円	4,200円
	平等割額	18,000円	24,000円	6,000円
	課税限度額	470,000円	500,000円	30,000円
高齢者支援分	所得割率	2.6%	2.9%	0.3%
	資産割率	12.0%	12.0%	—
	均等割額	8,500円	10,800円	2,300円
	平等割額	7,000円	8,400円	1,400円
	課税限度額	120,000円	130,000円	10,000円
介護保険分	所得割率	2.0%	2.0%	—
	資産割率	4.5%	4.5%	—
	均等割額	9,300円	9,000円	△300円
	平等割額	5,400円	5,400円	—
	課税限度額	100,000円	100,000円	—

国保はみんなの医療を守る大切な制度です

国保は病気や怪我のときに、安心して医療を受けるため加入者みんなが助け合う制度です。会社を辞めたとき、誰もが必ず加入する医療のセーフティーネットの役割を担う大切な制度です。加入者の皆さんには負

担をおかけしますが、今後も健診や予防事業、ジェネリック医薬品の利用促進などで医療費の抑制を図りながら国保の安定運営に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。